

産業廃棄物の適正処理のために 排出事業者用

平成26年1月

宮城県環境生活部循環型社会推進課

このパンフレットはインターネットで御覧になれます。

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/page-01b.html>

目 次

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的	1
○ 廃棄物の区分	1
1 事業系廃棄物の種類と具体例	3
2 特別管理産業廃棄物の種類と具体例	4
3 特別管理一般廃棄物の種類と具体例	5
4 感染性廃棄物の判断フロー	6
5 特別管理産業廃棄物の判定基準	7
○ 廃棄物排出事業者の責務	8
○ 処理の基準	8
1 産業廃棄物の収集・運搬、処分の基準	8
2 産業廃棄物の保管の基準	16
3 特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分の基準	16
4 特別管理産業廃棄物の保管の基準	20
5 建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物の事業場外保管の届出	21
○ 委託の基準	21
1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準	22
2 特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準	23
3 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する特例	24
○ 産業廃棄物管理票	24
1 産業廃棄物管理票制度	24
2 電子マニフェスト制度	27
○ 報告の義務	27
1 産業廃棄物管理票交付等状況報告	27
2 多量排出事業者の処理計画等	28
3 産業廃棄物処理実績報告	28
○ その他の義務	28
1 帳簿の記載	28
2 産業廃棄物処理責任者の設置	29
3 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	29
4 処分の委託先の確認	29
5 委託業者による不適正処理が行われた際の排出事業者の対応	29
6 産業廃棄物の性状の確認	29
○ 産業廃棄物処理施設設置の許可	30
○ 報告の徴収・立入検査	30
○ 改善命令・措置命令	31
1 改善命令	31
2 措置命令	31
○ 投棄禁止と焼却禁止	31
1 投棄禁止	31
2 焼却禁止	32
○ 罰則	33
参考 産業廃棄物処理委託契約書について	34

「法」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

「令」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

「規」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

「施行条例」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第44号）

「施行細則」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年宮城県規則第7号）

「適正化条例」：産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成17年宮城県条例第151号）

「適正化条例施行規則」：産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則（平成18年宮城県規則第37号）

「要綱」：産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的（法第1条）

この法律は廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

●この法律の他に県の施行条例・施行細則、適正化条例・適正化条例施行規則、要綱が制定されています。内容については、最寄りの保健所又は循環型社会推進課までご照会ください。なお、条例等は循環型社会推進課のホームページ上でもご確認いただけます。

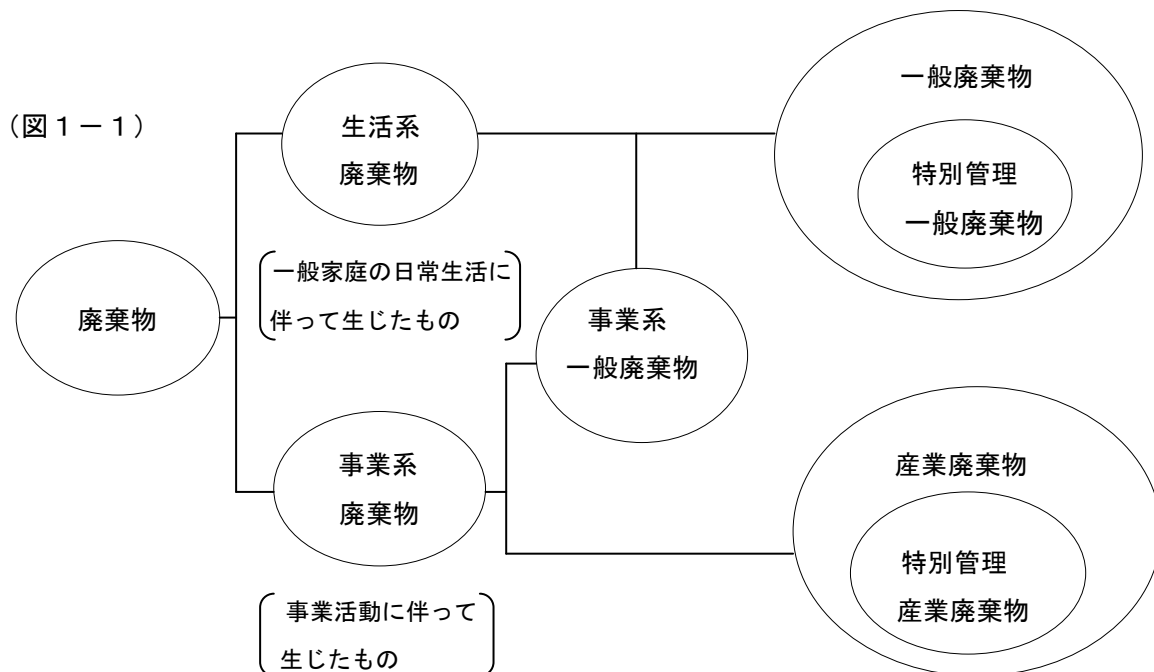
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/reiki-index.html>

廃棄物の区分（法第2条）

「廃棄物」とは占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。

●一般廃棄物は産業廃棄物以外のものをいい、産業廃棄物は事業活動から生ずる廃棄物で表2-1に示す20種類が指定されています。（輸入された廃棄物については、産業廃棄物になります）

さらに、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの、「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」として区分され、一般廃棄物や産業廃棄物とは異なった処理基準が適用されます。



●次に掲げるものは、法の対象となる廃棄物には該当しません。

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って発生する土砂その他これに類するもの。
- ・漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近で排出したもの。
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

表 1 - 1

「自己利用」(占有者が自ら利用する場合)や「有償譲渡」(他人に有償で譲渡する場合)は廃棄物ではありませんが、これらに該当するか否かは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の見扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされています(「総合判断説」)。その上で、適正な自己利用や有償譲渡が認められない場合は、廃棄物の処理として取扱うこととなります。

①物の性状

利用の用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。例えば、土壌の汚染に係る環境基準等を満足すること、JIS規格等に適合していること等。

②排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

③通常の見扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること等。

⑤占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分¹の意思が認められないこと。

1 事業系廃棄物の種類と具体例 (表2-1)

産業廃棄物の種類		内 容
全 て の 業 種 に か か る 産 業 廃 棄 物	1. 燃え殻	焼却残灰、石炭がら、灰かす、炉清掃物等
	2. 汚泥	製造業、廃水処理等で生ずる全ての泥状のものであって有機性・無機性のものの全ての汚泥
	3. 廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等全ての廃油
	4. 廃酸	全ての酸性廃液
	5. 廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
	6. 廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等、高分子系化合物に係る全ての廃プラスチック類
	7. ゴムくず	天然ゴムのくず
	8. 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず
	9. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く。)
	10. 鉱さい	電気炉等の鉱さい、廃鋳物砂、高炉、平炉、転炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす
	11. がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片
	12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
業 種 限 定 の あ る 産 業 廃 棄 物	13. 紙くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業の紙くず
	14. 木くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業、貨物物流に使用したパレットの木くず
	15. 繊維くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、製糸、紡績、織物業等の天然繊維くず
	16. 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	17. 動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食鳥処理場で食鳥処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内蔵等
	18. 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
	19. 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
20. 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの 輸入された廃棄物(航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く)		
一 事 般 業 系 廃 棄 物	産業廃棄物以外の廃棄物	事務所、商店、オフィス等から排出される紙くず、梱包に使った木くず、ダンボール、茶がら等の雑ごみ 飲食店、従業員食堂から排出される残飯、厨芥類 卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等 輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物

2 特別管理産業廃棄物の種類と具体例 (表2-2)

種類	内容
1. 廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類(タールピッチ類及びその他の廃油を除く。引火点70℃未満のもの)
2. 廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸
3. 廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ
4. 感染性廃棄物	感染性病原体を含む又はそのおそれのある、輸入された廃棄物及び医療機関等(下記の施設)から排出される血液、使用済みの注射針などの産業廃棄物 ア. 病院 イ. 診療所 ウ. 衛生検査所 エ. 介護老人保健施設 オ. 助産所、動物の診療施設及び試験研究所(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。)
5. 特定有害産業廃棄物	①廃ポリ塩化ビフェニル(以下「ポリ塩化ビフェニル」を「PCB」という。)等
	②PCB汚染物
	③PCB処理物
産業廃棄物	①廃PCB及びPCBを含む廃油 ②・PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・PCBが付着した陶磁器くず、がれき類 ③廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの(基準に適合しないもの)
	廃石綿等 ・建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・石綿含有保温剤及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等 ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
その他の有害産業廃棄物 (処分するために処理したものを含む)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又は表2-1の20に掲げる産業廃棄物のうち、廃棄物処理法施行令に定める特定施設等から排出されるものであって、有害物質(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ガドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの
6. ばいじん	輸入された廃棄物の焼却施設において発生し、集じん施設によって集められたもの
7. ばいじん 燃え殻	ダイオキシン類対策特別措置法施行令に規定する焼却炉において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
8. 汚泥	焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
9. ばいじん	集じん施設によって集められたものであって輸入された廃棄物
10. 燃え殻	輸入されたものであってダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの
11. 汚泥	

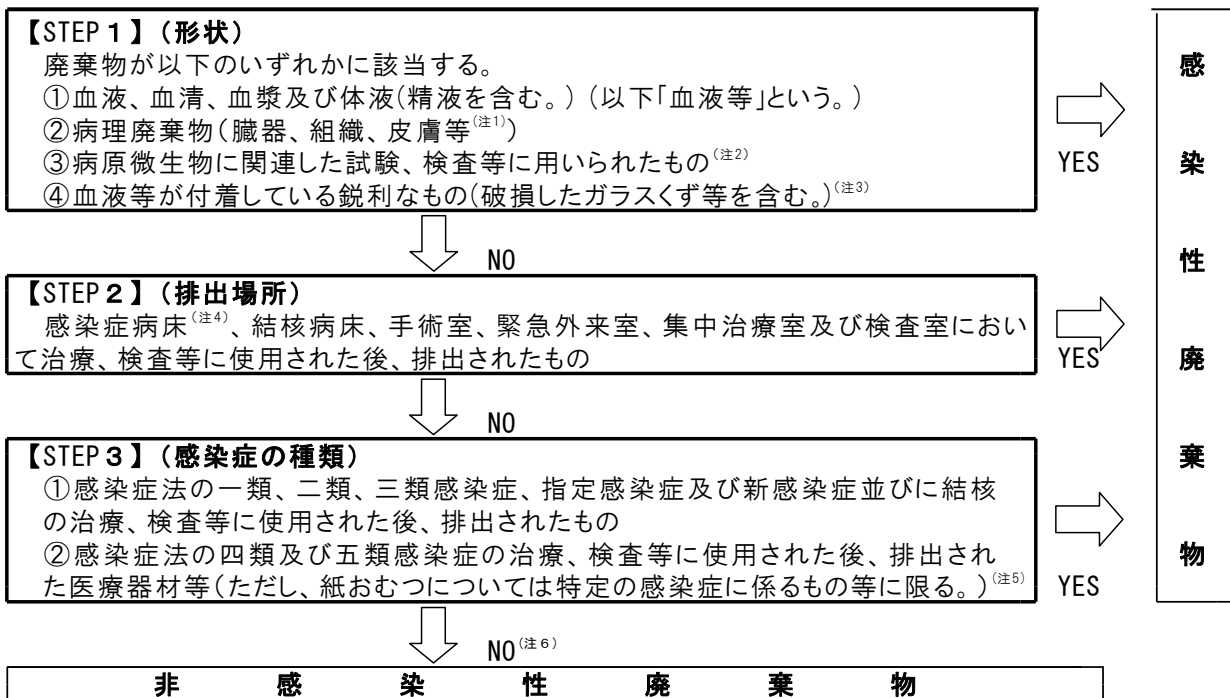
3 特別管理一般廃棄物の種類と具体例 (表2-3)

種類	内容
1. PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出されたPCB使用部品
2. ばいじん 燃え殻 汚泥	<p>① 1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で捕集されたばいじん</p> <p>② ①に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの(当該廃棄物を熔融固化、焼成、セメント固化、薬剤処理等により処分又は再生したものの以外のもの)</p> <p>③ 廃棄物焼却炉である特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法2条2項に規定する特定施設)から生じたばいじん又は燃え殻(ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの。特別管理産業廃棄物を除く)</p> <p>④ ③に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの(ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの)</p> <p>⑤ 廃棄物焼却炉である特定施設(廃ガス洗浄施設等を有するもの)から生じた汚泥であってダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの(特別管理産業廃棄物を除く)</p> <p>⑥ ⑤に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの(ダイオキシン類の量が3ng-TEQ/gを超えるもの。特別管理産業廃棄物を除く)</p>
3. 感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される血液等の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物

●関係法令について

<p>○ダイオキシン類対策特別措置法</p> <p>一定規模以上の焼却炉(火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/時以上のもの)などのダイオキシン類を排出する施設については、設置する60日前までに届出をしなければなりません。また、ダイオキシン類の排出基準の遵守、定期的な自主測定の義務付けがされています。</p> <p>また、それらの施設から排出された一定基準のダイオキシン類を含有するばいじんや燃え殻、汚泥などは特別管理廃棄物として処理しなければなりません。</p>
<p>○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律</p> <p>ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管している事業者は、保管及び処分の状況について毎年6月末までに県知事あて届出をしなければなりません。また、処分するまでの期間、PCB廃棄物を適正に保管・管理しなければなりません。収集運搬や処分するには、許可業者に委託する必要があります。</p>

4 感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルモン潰臓器等を含む。
 (注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
 (注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等
 (注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床
 (注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、デスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等
 なお、インフルエンザ、麻疹、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
 (注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器には全国共通のマークを付けるものとし、図2-2のようなバイオハザードマークを推奨しています。また取扱者に廃棄物の種類が判別できるようにするために、性状に応じて色を分けることが望ましいとしています。

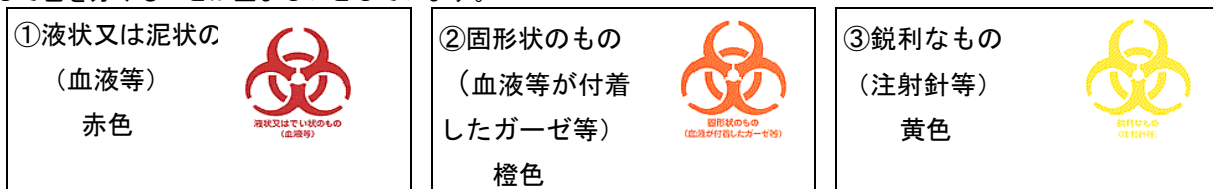


図2-2 バイオハザードマーク

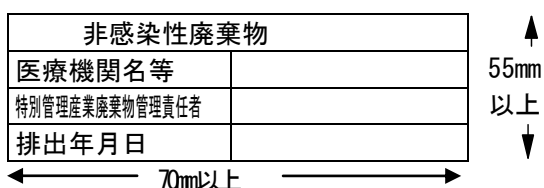


図2-3 非感染性廃棄物ラベル(例)

非感染性の廃棄物であっても、外見上感染性廃棄物との区別がつかないこと等から、感染性の廃棄物としてみなされ、トラブルを生じることがあります。医療関係機関等が責任を持って非感染性廃棄物であることを明確にするために、非感染性廃棄物の容器に図2-3のような非感染性廃棄物ラベルを付けることを推奨しています。

5 特別管理産業廃棄物の判断基準 その1

燃え殻、汚泥、銻さい、ばいじん及び産業廃棄物を処分するために処理したものを埋立処分する場合、溶出試験を行い、溶出する有害物質の濃度が下表の判定数値を超える場合は特別管理産業廃棄物になります。(ダイオキシン類については、「溶出試験を行い、溶出する有害物質の濃度」を「含まれる量」に読み替え)

表2-4

金属等の名称	溶出試験 (mg/ℓ)	備考
1 アルキル水銀化合物 (R-Hg)	不検出	①汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにはすべて適用する。 ②ばいじんは※1は適用しない。 ③燃え殻は、※1、※2は適用しない。 ④銻さいは、※1、※2、※3は適用しない。
水銀又はその化合物 (Hg)	0.005以下	
2 カドミウム又はその化合物 (Cd)	0.3以下	
3 鉛又はその化合物 (Pb)	0.3以下	
4 有機リン化合物 (O-P) ※1	1以下	
5 六価クロム化合物 (Cr6+)	1.5以下	
6 砒素又はその化合物 (As)	0.3以下	
7 シアン化合物 (CN) ※1	1以下	
8 PCB ※1	0.003以下	
9 トリクロロエチレン (TCE) ※1	0.3以下	
10 テトラクロロエチレン (PCE) ※1	0.1以下	
11 ジクロロメタン ※1	0.2以下	
12 四塩化炭素 ※1	0.02以下	
13 1,2-ジクロロエタン ※1	0.04以下	
14 1,1-ジクロロエチレン ※1	1以下	
15 シス1,2-ジクロロエチレン ※1	0.4以下	
16 1,1,1-トリクロロエタン ※1	3以下	
17 1,1,2-トリクロロエタン ※1	0.06以下	
18 1,3-ジクロロプロペン ※1	0.02以下	
19 チウラム ※1	0.06以下	
20 シマジン ※1	0.03以下	
21 チオベンカルブ ※1	0.2以下	
22 ベンゼン ※1	0.1以下	
23 セレン又はその化合物	0.3以下	
24 1,4-ジオキサン ※2	0.5以下	
25 ダイオキシン類 ※3	3 (ng-TEQ/g) 以下	廃棄物焼却炉から生じた燃え殻、汚泥、ばいじんのみ適用 (汚泥については廃ガス洗浄施設等を有するもののみ)

特別管理産業廃棄物の判断基準 その2

廃酸・廃アルカリについては、含有試験を行い、含有する有害物質の濃度が下表の判定数値を超える場合、特別管理産業廃棄物となります。

表2-5

金属等の名称	含有試験 (mg/ℓ)
1 アルキル水銀化合物 (R-Hg)	不検出
水銀又はその化合物 (Hg)	0.05以下
2 カドミウム又はその化合物 (Cd)	1以下
3 鉛又はその化合物 (Pb)	1以下
4 有機リン化合物 (O-P)	1以下
5 六価クロム化合物 (Cr6+)	5以下
6 砒素又はその化合物 (As)	1以下
7 シアン化合物 (CN)	1以下
8 PCB	0.03以下
9 トリクロロエチレン (TCE)	3以下
10 テトラクロロエチレン (PCE)	1以下
11 ジクロロメタン	2以下
12 四塩化炭素	0.2以下
13 1,2-ジクロロエタン	0.4以下
14 1,1-ジクロロエチレン	10以下
15 シス1,2-ジクロロエチレン	4以下
16 1,1,1-トリクロロエタン	30以下
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.6以下
18 1,3-ジクロロプロペン	0.2以下
19 チウラム	0.6以下
20 シマジン	0.3以下
21 チオベンカルブ	2以下
22 ベンゼン	1以下
23 セレン又はその化合物	1以下
24 1,4-ジオキサン	5以下
25 ダイオキシン類	100 (pg-TEQ/g) 以下

廃棄物排出事業者の責務（法第3条）

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。
- 3 事業者は、廃棄物減量化その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

処理の基準（法第11条第1項、第12条第1項、第2項、第3項、第12条の2第1項、第2項、第3項）

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。

1 産業廃棄物の収集・運搬、処分の基準（令第6条）

事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の処理を行う場合は産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。

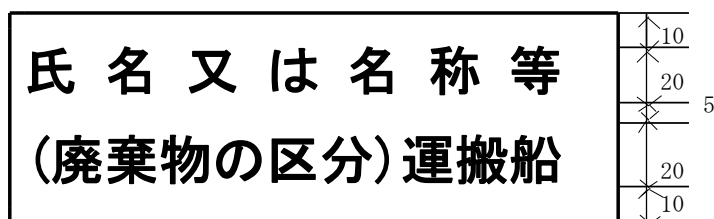
産業廃棄物の収集運搬基準（令第6条第1項第1号）

- 1 産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- 4 船舶を用いて産業廃棄物の運搬を行う場合には、次により産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶にその事項に関する書面を備え付けておくこと。
- 5 運搬車を用いて産業廃棄物の運搬を行う場合には、運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に次の事項に関する書面を備え付けておくこと。

表3-1(1) (船舶を用いて運搬する場合の表示、書面)

(表示)・船橋の両側(船橋のない船舶にあつては両げん)に鮮明に表示することにより行うこと。

- ・記載事項：事業者は氏名又は名称、産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)収集運搬業者は氏名又は名称及び許可番号



- 備考
- 1 数字はcmで示す。
 - 2 文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とすること。
 - 3 文字及び数字の太さは2cm以上、管角は3cm以上を標準とすること。
 - 4 氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。

- (1)事業者 氏名又は名称
- (2)産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）収集運搬業者 氏名又は名称 許可番号
- (3)法第15条の4の2第1項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号

5 廃棄物の区分は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の別を記載すること。

※ 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者は、別途規定あり

（書面）・事業者：「氏名又は名称及び住所」、「産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の種類及び数量」、「積載日、積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先事業場の名称、所在地及び連絡先」

・産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）収集運搬業者：「収集運搬業許可証の写し及びマニフェスト」

（電子マニフェスト使用については、別途規定あり。）

・法第15条の4の2（又は15条の4の3）第1項の認定を受けた者 認定証の写し

表3-1(2) (運搬車を用いる場合の表示、書面)

（表示）・車体の両側面に鮮明に表示することにより行うこと。

産業廃棄物収集運搬車
氏名又は名称
許可番号（自社運搬は表示規定なし）

→140ポイント以上

→90ポイント以上

→90ポイント以上

- 備考
- 1 識別しやすい色の文字で表示すること。
 - 2 「産業廃棄物収集運搬車」の文字は140ポイント以上、それ以外の文字及び数字は90ポイント以上の大きさとする。
 - 3 許可番号は下6けたに限る。
 - 4 法15条の4の2第1項の認定を受けた者は、認定番号。
- ※ 法15条の4の3第1項の認定を受けた者は、別途規定あり。

（書面）・事業者：「氏名又は名称及び住所」、「産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の種類及び数量」、「積載日、積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先事業場の名称、所在地及び連絡先」

・産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）収集運搬業者：「収集運搬業許可証の写し及びマニフェスト」

（電子マニフェスト使用については、別途規定あり。）

・法15条の4の2（又は15条の4の3）第1項の認定を受けた者 認定証の写し

6 石綿が含まれている産業廃棄物であって次に定めるも（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が、破碎することがないように方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

「石綿含有産業廃棄物」とは、

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く）。

7 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

- (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- (2) 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

8 石綿含有産業廃棄物の積み替えを行う場合には、積み替えの場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

9 産業廃棄物の保管は産業廃棄物の積替え（以下の基準に適合する場合に限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

(1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

(2) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。

(3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

10 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ) 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(ロ) 次に掲げる見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

● 縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次の事項を表示したものでなければならない。

- ① 保管する産業廃棄物の種類
- ② 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ③ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、産業廃棄物を積み上げることができる高さのうち最高のもの。

○表3-2（積み上げ高さの基準）を参照のこと。

④ 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量

- この項(4)を参照のこと。
- (2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次のとおり措置を講ずること。
- (イ) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透透性の材料で覆うこと。
- (ロ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが次の高さを超えないようにすること。
- (ハ) その他必要な措置
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他

- の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 当該保管する産業廃棄物の数量が次の場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- (イ) 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限(平均的な搬出量の7日分)を上回る時
- (ロ) 使用済自動車等を保管する場合
- 11 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

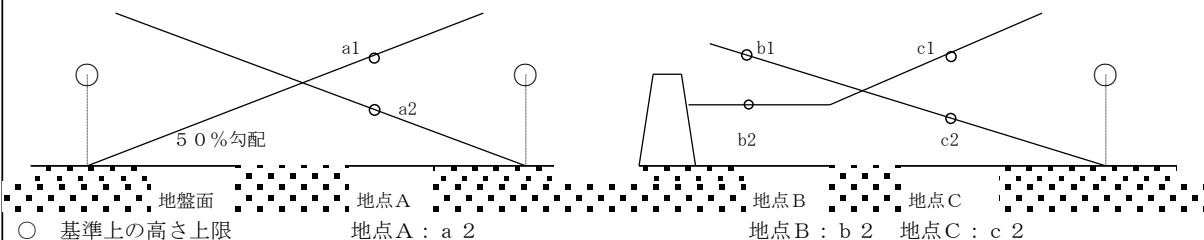
表3-2 (屋外において容器を用いずに保管する場合の積み上げ高さの基準)

- 1 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下「直接負荷部分」という。)がない場合、当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
- 2 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合、次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ
- (1) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあってはその下端)(以下「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分は、当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの)
- ① 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
- ② 1に規定する高さ
- (2) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分は、当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの。)
- ① 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
- ② 1に規定する高さ

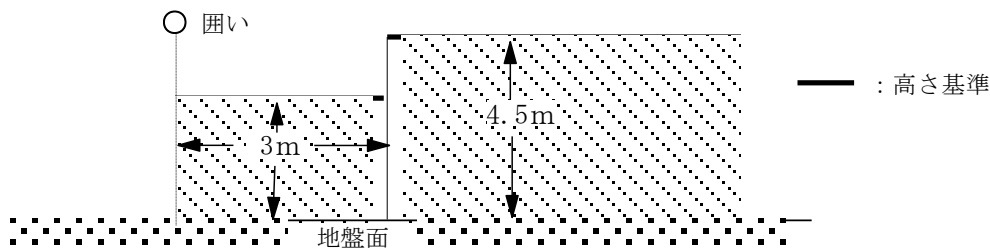
(1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合

(2) 片方が直接負荷部分の囲い、片方が廃棄物に接しない囲いの場合

高さ上限の図



- 3 使用済み自動車(使用済み自動車の再資源化に関する法律第2条第2項に規定する使用済み自動車をいう。)及び解体自動車(同法第2条第3項に規定する解体自動車であって、同法第16条第4項ただし書き又は第18条第2項ただし書きの規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。)のうち圧縮していないもの(以下「使用済み自動車等」という。)を保管する場合次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ
- (1) 当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。(2)において同じ。)から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ
- (2) 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを越える部分 当該3mを越える部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ



- 4 使用済み自動車等を格納するための施設(保管する使用済み自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を利用して保管する場合 使用済み自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ

産業廃棄物の処分又は再生の基準（令第6条第1項第2号）

- 1 産業廃棄物の処分又は再生は、次のように行うこと。
- (1) 産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
 - (2) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

- 2 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。
- 3 産業廃棄物を焼却する場合には、次の構造を有する焼却設備を用いて、次の方法により焼却すること。

表3-3(1) (焼却の設備、方法の基準)

- (構造) ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気がとが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - ③ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
 - ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
 - ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
- (方法) ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ② 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないよう焼却すること。
 - ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

- 4 産業廃棄物の熱分解を行う場合には、次の構造を有する熱分解設備を用いて、次の方法により行うこと。

表3-3(2) (熱分解の設備、方法の基準)

- (構造) ● 炭化水素油又は炭化物を生成する場合
- ① 熱分解室への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の産業廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
 - ② 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。(圧力については、加圧を行う場合に限る。)
 - ③ 熱分解室の温度及び圧力を定期的に測定できるものであること(圧力については、加圧を行う場合に限る。)
 - ④ 処理に伴って生じた残さ(炭化物を含む。)を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
 - ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理(燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理(再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。))にあつては、この限りでない。)することができるものであること。
- 炭化水素油又は炭化物を生成しない場合
- 産業廃棄物の熱分解に必要な温度を保つことができるものであることその他生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
- (方法) ● 炭化水素油又は炭化物を生成する場合
- ① 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
 - ② 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
 - ③ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合は(処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し25%以下である場合(再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。))に限る。)にあつては、排出口から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を越える黒煙が排出されないようにすること。
 - ④ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。
- 炭化水素油又は炭化物を生成しない場合
- ① 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
 - ② 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。

5 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

- (1) 保管は次の要件を満たす場所で行うこと。
 - (イ) 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - (ロ) 次により見やすい箇所に産業廃棄物の積み替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - 縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - ① 保管する産業廃棄物の種類
 - ② 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ③ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、産業廃棄物を積み上げることができる高さのうち最高のもの。
 - 表3-2(積み上げ高さの基準)を参照のこと。
 - ④ 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量
 - この項(5)を参照のこと。
- (2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (イ) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (ロ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが表3-2(積み上げ高さの基準)に定める高さを超えないようにすること。
 - (ハ) その他必要な措置
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。
- (5) 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

次の場合は、それぞれに定める数量を超えないようにすること。

- ① 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限(以下「基本数量」という。)を超えときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量と合算した数量とする。
- ② 処理施設の定期的な点検又は修理(実施時間及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。(以下「定期点検等」という。))の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日あたりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
- ③ 建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に2.8(アスファルト・コンクリートの破片にあっては7.0)を乗じて得られた数量とする。
- ④ 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において、廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合は、当該施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に6.0を乗じて得られる数量とする。
- ⑤ 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に表3-2(積み上げ高さの基準)の3及び4に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。
- ⑥ ②に掲げる場合において、当該定期点検が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。

6 特定家庭用機器産業廃棄物(特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。)の再生又は処分を行う場合には、次の方法によること。

表3-4 (特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法)

- 特定家庭用機器産業廃棄物に含まれている鉄、アルミニウム及び銅について当該廃棄物から鉄、アルミニウム若しくは銅を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法
- 廃テレビジョン受信機(特定家庭用機器産業廃棄物)のブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法
- 廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し熔融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法
- 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの)に限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。)にあっては以下に掲げる方法
 - イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物を含むものについては、破碎設備を用いて破碎する。破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても、薬剤処理により水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする又はばい焼するとともに水銀ガスを回収する。
 - ロ 液晶パネルのうち砒素又はその化合物を含むものについては、熔融した上で固化する又は焼成することにより砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする。熔融や焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても、薬剤処理により砒素等が溶出しないよう化学的に安定化した状態にする又は酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水し砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥については、砒素等が溶出しない状態にするか又は製錬工程において砒素等を回収する。
- 廃エアコンディショナー又は廃電気冷蔵庫(特定家庭用機器産業廃棄物)に含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項、6の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンのうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法

7 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法として次の方法によること。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であって 次の方法により行うものについては、この限りでない。

表3-5 (石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法)

- 令第7条第11号の2に掲げる溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法。
- 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
- 市町村がその事務として産業廃棄物を処理する場合において、技術上の基準に適合する施設で維持管理の技術上の基準に従い溶融する方法。
- 石綿含有産業廃棄物を上記の方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法
- 石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬のため必要な破碎又は切断の方法は、石綿含有産業廃棄物を排出する場所における運搬車への積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行う方法であって、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化するもの。

産業廃棄物の埋立処分の基準

(令第6条第1項第3号)

(共通基準)

- 1 産業廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
 - (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。
- 3 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 埋立処分を終了する場合には、次によるほか、生活環境保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂

で覆うこと。

- 埋め立てる産業廃棄物(熱しゃく減量15%以下に焼却したものを除く。)の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、埋立地の面積が10,000㎡以下又は埋立容積が50,000m³以下の埋立処分(以下「小規模埋立処分」という。)を行う場合は、この限りでない。
- 5 その他埋立処分は次のように行うこと。
 - (1) 次の産業廃棄物(以下「安定型産業廃棄物」という。表3-6)以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法によって行ってはならないこと。

表3-6 (安定型産業廃棄物の種類)

- 廃プラスチック類(以下のものを除く)
 - 自動車等破碎物(自動車(原動機付き自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。)、自動車のタイヤを除く)の破碎に伴って生じたものをいう。)
 - 廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)
 - 廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるものをいう。)
- ゴムくず
- 金属くず(以下のものを除く)
 - 自動車等破碎物
 - 廃プリント配線板
 - 鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの
 - 鉛製の管又は板であって不要物であるもの
 - 廃容器包装
- ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又はに伴うものを除く)及び陶磁器くず(以下のものを除く)
 - 自動車等破碎物
 - 廃ブラウン管(側面部に限る。)
 - 廃石膏ボード
 - 廃容器包装
- がれき類
- 環境大臣指定産業廃棄物(平成18年7月27日環境省告示105号)

6 公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないように必要な措置が講じられていない埋立地(安定型産業廃棄物最終処分場)において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は

付着するおそれのないように必要な措置(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、表3-7のいずれかの方法による措置)を講ずること。

表3-7

(安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法)

- 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法
- 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物(前記により分別して排出されたものを除く。)を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5%以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法

- 7 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（8に掲げる有害な産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。
- 8 以下の産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- ① 水銀又はその化合物を含む燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（固化化したもので基準に適合しないもの）
 - ② カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含む燃え殻又はばいじん及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（基準に適合しないもの）
 - ③ 水銀又はその化合物を含む汚泥を処分するために処理したもの（固化化したもので基準に適合しないもの）
 - ④ カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、PCB、セレン又はその化合物を含む汚泥並びに当該汚泥を処分するために処理したもの（基準に適合しないもの）
 - ⑤ シアン化合物を含む汚泥を処分するために処理したもの（固化化したもので基準に適合しないもの）
- 9 8以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合は、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次の設備の設置その他次の措置を講じること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみ埋立処分^{注1}、^{注2}を行う場合はこの限りでない。

(1) 設備

- ① 産業廃棄物の保有水及び雨水等（以下、保有水等という。）が埋立地から浸出することを防止できる遮水工
- ② 保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久性を有する構造の管渠その他の集排水設備（以下、保有水等集排水設備という。）
- ③ 保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させることができる浸出液処理設備
- ④ 地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備

(2) 措置

- ① (1)-①～④に掲げる設備を設けること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合における当該イからニまでに定める設備については、この限りでない。
 - イ 埋立地の内部の側面部又は底面のうち、その表面に(1)-①と同等以上の遮水の効力を有する地層（以下、不透水性の地層という。）がある場合 (1)-①に掲げる遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）
 - ロ 雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地において産業廃棄物を埋め立てる場合 (1)-②に掲げる保有水等集排水設備
 - ハ 保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた(1)-③に掲げる浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合 (1)-③に掲げる浸

出液処理設備

ニ 埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法^{注3}により行った水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が2年以上にわたり最終処分基準省令別表第1に掲げる項目ごとの基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合 (1)-③に掲げる浸出液処理設備

- ② 放流水及び周縁の地下水（埋立地から浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取されたものに限る。）の水質の維持を、次のとおり行うこと。
 - イ 放流水の水質を最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。
 - ロ 周縁の地下水の水質について、最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 - ハ イ及びロに掲げる基準は、環境大臣が定める方法^{注3}により検定した場合における検出値によるものとする。

③ その他必要な措置

注1 安定型産業廃棄物のみ埋立処分を行う場合にあっては、埋立地からの浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。）の水質が、最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目ごと同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が20mg/L以下であること又は化学的酸素要求量が40mg/L以下であることが確認された埋立地において行うものに限る。

注2 注1に規定する浸透水の水質は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に掲げる頻度で検査すること。

- (1) 最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目 1年に1回以上
- (2) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回）以上

注3 環境大臣が定める方法は次のとおり。

- (1) ①～②に掲げる保有水等及び②～④に掲げる放流水の水質の検定方法（ダイオキシン類に係るものを除く。）は、S49.9月環境省告示第64号（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に定める方法とする。
- (2) ②～④に掲げる放流水及び②～④に掲げる周縁の地下水の水質の検定方法（ダイオキシン類に係るものに限る。）は、日本工業規格K0312に定める方法とする。
- (3) ②～④に掲げる周縁の地下水の水質の検定方法（ダイオキシン類に係るものを除く。）は、H9.3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄ごとに掲げる方法とする。

表 3-8 (個別基準)

<p>ばいじん若しくは燃え殻又はこれらを処分するために処理したもの</p>	<p>1 ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。 2 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。 3 埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。 (有害物を含む場合(特別管理産業廃棄物を除く)) ○ 8①若しくは当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したものの埋立処分を行う場合 → あらかじめ基準に適合するものにし、又は定められた方法で固型化※ → 管理型最終処分場</p>
<p>汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの</p>	<p>1 陸上埋立処分 焼却設備を用いて焼却、熱分解設備を用いて熱分解、又は含水率85%以下に脱水 → 管理型最終処分場 2 水面埋立処分 有機性汚泥は焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場 (有害物を含む場合(特別管理産業廃棄物を除く)) 1 8③に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合 → あらかじめ基準に適合するものにし、又は定められた方法で固型化※ → 管理型最終処分場 2 8⑤に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合 → あらかじめ基準に適合するものにし、又は定められた方法で固型化※ → 管理型最終処分場 3 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1、2-トリクロロエタン、1、3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1、4-ジオキサンを含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもの → あらかじめ基準に適合するものにする → 管理型最終処分場</p>
<p>廃油</p>	<p>1 廃油(タールピッチ類を除く。) → あらかじめ焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場 2 タールピッチ類 → 管理型最終処分場</p>
<p>廃酸・廃アルカリ</p>	<p>埋立処分禁止</p>
<p>ゴムくず</p>	<p>次のいずれかによること 1 焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場 2 あらかじめ、最大径おおむね15cm以下に破碎し、若しくは切断 → 安定型最終処分場</p>
<p>廃プラスチック類</p>	<p>次のいずれかによること 1 焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場 2 あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工 → 安定型最終処分場</p>
<p>腐敗物 ○有機性の汚泥 ○動植物性残渣 ○動物系固型不要物 ○家畜ふん尿 ○動物の死体 ○上記の廃棄物を処分するために処理したもの</p>	<p>次のいずれかによること。 1 熱しやく減量15%以下に焼却 → 管理型最終処分場 2 コンクリート固型化 → 管理型最終処分場 3 腐敗物の混入率による埋立処分方法(小規模埋立処分を除く) (1) 40%未満 おおむね3m以下の層厚に対し、おおむね50cmの覆土 → 管理型最終処分場 (2) 40%以上 おおむね50cm以下の層厚に対し、おおむね50cmの覆土 → 管理型最終処分場 小規模埋立処分(埋立地の面積10,000m²又は容積50,000m³以下)を行う場合はこの限りではない。</p>
<p>感染性産業廃棄物の処分又は再生により生じたもの</p>	<p>1 焼却したことにより生じた廃棄物 (1) 焼却されたものについては、感染性がないよう十分に焼却されていること。 (2) 液状のものについては、埋立処分を行ってはならないこと。 (3) 泥状のものについては、含水率85%以下にすること → 管理型最終処分場 2 溶融加工したことにより生じた廃棄物 (1) 溶融加工されたものについては、感染性がないよう十分に溶融加工されていること。 (2) 液状又は泥状のものについては、1(2)、(3)と同じ 3 滅菌又は消毒したことにより生じた廃棄物 (1) 滅菌又は消毒されたものについては、感染性がないよう十分に滅菌又は消毒されていること。 (2) 液状又は泥状のものについては、1(2)、(3)と同じ</p>
<p>廃石綿等を処分又は再生したことにより生じたもの</p>	<p>溶融加工されたもの又は溶融炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう十分溶融加工されていること。 → 管理型最終処分場</p>
<p>石綿含有産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じたもの</p>	<p>1 令7条第11号の2の溶融施設で石綿含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じた廃棄物(次の2に規定するばいじんを除く)は、基準(石綿が検出されないこと)に適合するよう溶融されていること。 2 令7条第11号の2の溶融施設で石綿含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じたばいじんは、基準(石綿が検出されないこと)に適合するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。 3 法第15条の4の4第1項の認定に係る石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物(次の4に規定するばいじんを除く)は、基準(石綿が検出されないこと)に適合するよう当該無害化処理の方法により処理されていること。 4 法第15条の4の4第1項の認定に係る石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、基準(石綿が検出されないこと)に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。 5 令7条第11号の2の溶融施設で石綿含有産業廃棄物の溶融を行うための破碎又は切断を行ったことにより生じた粉じんは、基準(石綿が検出されないこと)に適合するよう溶融され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。 6 法第15条の4の4第1項の認定に係る石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行うための破碎又は切断を行ったことにより生じた粉じんについては、基準(石綿が検出されないこと)に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。</p>
<p>特定家庭用機器産業廃棄物</p>	<p>表4-4(特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法)によること → 管理型最終処分場</p>
<p>廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の処分又は再生により生じたもの</p>	<p>I 廃PCB等 1 脱塩素化反応、光化学反応による分解で生じた廃棄物 (1) PCBが十分に分解されていること。 (2) 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。 (3) 液状のものについては、埋立処分を行ってはならないこと。 (4) 泥状のものについては、PCBが溶出ししないよう十分に処理し、かつ、含水率85%以下にすること。 2 水熱酸化反応、熱化学反応、プラズマ反応による分解で生じた廃棄物</p>

	1 (1)、(3)、(4)による。 II PCB汚染物 (1) 固形状のものについては、PCBが十分に除去されていること。 (2) 廃油についてはI 1 (2)による。 (3) 液状又は泥状のものはI 1 (3)、(4)による。 III PCB処理物 (1) 脱塩素化反応、水熱酸化反応、熱化学反応又は光化学反応等により分解されたものについてはPCBが十分に分解されていること。 (2) 固形状のものについては、II (1)による。 (3) 廃油についてはI 1 (2)による。 (4) 液状又は泥状のものはI 1 (3)、(4)による。
石綿含有産業廃棄物	1 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。 2 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

※ 金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準は次のとおり。

- ① 結合材は、水硬性セメントであることとし、その配合量は、コンクリート固型化物150kg/m³以上であること。
- ② コンクリート固型化物の強度は、埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が0.98Mpa以上であること。この場合において、当該一軸圧縮強度は、日本工業規格A 1 1 3 2に定める方法により作成した直径5cm、高さ10cmの供試体について、日本工業規格A 1 1 0 8に定める方法により測定するものとする。
- ③ コンクリート固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。
 - イ 体積(cm³)と表面積(cm²)との比が1以上であること。
 - ロ 最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。
 - ハ 最小寸法が5cm以上であること。

※ 特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理してください。

2 産業廃棄物の保管の基準 (規則第8条)

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

産業廃棄物の保管基準

- 1 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (1) 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - (2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - ① 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
 - ② 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - イ 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - ロ 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - ハ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ニ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げることができる高さのうち最高のもの。(表3-2参照)
- 2 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地

下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずる恐れがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
 - (2) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、表3-2(積み上げ高さの基準)に定める高さを超えないようにすること。
 - (3) その他必要な措置
- 3 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - 4 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

3 特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分の基準 (令第6条の5)

事業者は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は特別管理産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。

特別管理産業廃棄物の収集運搬基準 (令第6条の5第1項第1号)

- 1 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

- 2 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 船舶を用いて特別管理産業廃棄物の運搬を行う場合に

- は、表3-1により特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に表3-1(1)の事項に関する書面を備え付けておくこと。
- 4 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬はその他、次によること。
- (1) 特別管理産業廃棄物による人の健康または生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区別して収集し、又は運搬すること。
 - ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。
- 5 運搬車、運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、並びに悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- 6 運搬用のパイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集または運搬に用いてはならないこと。ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬をする場合はこの限りでない。
- 7 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合はこの限りでない。
- 8 運搬車の車体の外側に、表3-1(2)により、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、規定の書面を備え付けておくこと。
- 9 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次によること。
- (1) 必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
 - (2) 感染性産業廃棄物を収納する運搬容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有するものであること。
- 10 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
- (1) 積替えの場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - (2) 積替えの場所にはねずみが生息し、蚊及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (3) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えの場所であること、積替える特別管理産業廃棄物の種類、積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先の表示がされている場所で行うこと。
 - (4) 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - ただし、感染性産業廃棄物の感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。
 - (5) その他の種類ごとに次のとおり措置を講ずること。
 - ① 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油又はPCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
 - ② PCB汚染物又はPCB処理物にあつては当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
 - ③ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。
- 11 特別管理産業廃棄物の保管は特別管理産業廃棄物の積替え（以下の基準に適合する場合に限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。ただし廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物はこの限りでない。
- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - (2) 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 12 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
- (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (イ) 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いに係る構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - (ロ) 次に定めるところにより、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他特別管理産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - 縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - ① 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ② 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ③ 屋外において特別管理産業廃棄物の容器を用いずに保管する場合にあつては、次に規定する高さのうち最高のもの。
 - 表3-2（積み上げ高さの基準）を参照のこと。
 - ④ 当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（以下「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限」という。）
 - この項(6)を参照のこと。
 - (2) 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (イ) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
 - (ロ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが積み上げ高さの基準に定める高さを超えないようにすること。
 - (ハ) その他必要な措置
 - (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (4) 保管の場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。
 - (5) その他の種類ごとに次のとおり措置を講ずること。
 - ① 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油又はPCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

- ② PCB汚染物又はPCB処理物にあっては当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- ③ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。
- (6) 当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、次に定める場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
 - 船舶を用いて特別管理産業廃棄物を運搬する場合であって、当該特別管理産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限（平均的な搬出量の7日分）を上回るとき。

特別管理産業廃棄物の処分又は再生の基準（令第6条の5第1項第2号）

この基準に従って処分（中間処理）され、特別管理産業廃棄物ではなくなった廃棄物については、通常の産業廃棄物として収集、運搬、処分又は再生できます。

- 1 特別管理産業廃棄物の処分は、次のように行うこと。
 - (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
 - (2) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 特別管理産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 特別管理産業廃棄物を焼却、熱分解するには、表3-3(1)(2)により行うこと。
- 4 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 5 特別管理産業廃棄物である廃油の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る以下の方法により行うこと。
 - ① 焼却設備を用いて焼却する方法
 - ② 蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生ずる廃棄物についても燃焼しにくい物とし、特別管理産業廃棄物である廃油でなくする方法
- 6 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリの処分又は再生は、以下の方法により行うこと。
 - ① 中和設備を用いて中和する方法
 - ② 焼却設備を用いて焼却する方法
 - ③ イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生ずる廃棄物についても水素イオン濃度指数を2.0より大きく、12.5より小さくすることができる方法
- 7 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、以下の方法により行うこと。
 - ① 焼却設備を用いて焼却する方法
 - ② 熔融設備を用いて熔融する方法
 - ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設（病院等）以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講じたもの）
 - ④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法（令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設（病院等）以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講じたもの）
 - ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定す

これらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法

- 8 廃PCB等の処分又は再生は、焼却することにより、又は以下の方法により行うこと。
 - ① 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法
 - ⑥ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
- 9 PCB汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又は以下の方法により行うこと。
 - (1) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずの場合
 - ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 洗浄設備を用いて溶剤によりPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
 - ⑥ 分離設備を用いてPCBを除去する方法
 - ⑦ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
 - (2) 廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類の場合
 - ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
 - ⑥ 分離設備を用いてPCBを除去する方法
 - ⑦ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
- 10 PCB処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又は以下の方法により行うこと。
 - (1) 廃油、廃酸又は廃アルカリの場合
 - ① 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応等によりPCBを分解する方法
 - ⑤ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法
 - ⑥ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
 - (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずの場合
 - ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法

- ③ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 洗浄設備を用いて溶剤によりPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
 - ⑥ 分離設備を用いてPCBを除去する方法
 - ⑦ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理方法
- (3) 廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類の場合
- ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
 - ⑥ 分離設備を用いてPCBを除去する方法
 - ⑦ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
- (4) 上記以外の場合
- ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
 - ④ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 溶解分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりPCBを分解する方法
- 1.1 廃石綿等の処分又は再生は、以下の方法により行うこと。
- (1) 令第7条第11号の2に掲げる溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法
 - (2) 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
- 1.2 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
- (1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (イ) 周囲に囲い(保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接囲いに係る構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - (ロ) 次に定めるところにより、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の処分等の為の保管の場所である旨、その産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - 縦及び横それぞれ60cm以上あり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - ① 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ② 保管する場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ③ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次に規定する高さのうち最高のもの。
 - 表3-2(積み上げ高さの基準)を参照のこと。
 - ④ 当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量(以下「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限」という。)
 - この項(7)を参照のこと。
 - (2) 保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、

及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

- (イ) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
 - (ロ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが積み上げ高さの基準に定める高さを超えないようにすること。
 - (ハ) その他必要な措置
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 保管の場所には、特別管理産業廃棄物その他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合は、この限りではない。
- (5) その他種類ごとに次の措置を講ずること。
- ① 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあっては、容器に入れ密封すること等当該廃油又はPCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
 - ② PCB汚染物又はPCB処理物にあっては、当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
 - ③ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。
- (6) 当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならない。
- (7) 保管する特別管理産業廃棄物の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

特別管理産業廃棄物の埋立処分の基準 (令第6条の5第1項第3号)

(共通基準)

- 1 特別管理産業廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。
 - (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 2 特別管理産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- 3 埋立処分は地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。
- 4 埋立地にはねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 5 埋立処分を終了する場合には、次によるほか、生活環境保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
 - 埋め立てる特別管理産業廃棄物(熱しやく減量15%以下に焼却したものを除く。)の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。
- 6 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係

- る被害が生じないようにすること。
- 7 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所（8に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。
- 8 以下に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- (1) 水銀又はその化合物を含む燃え殻、ばいじんを処分するために処理したもの（固形化したもので基準に適合しないもの）
 - (2) カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含む燃え殻、ばいじん並びにこれらを処分するために処理したもの。（基準に適合しないもの）
 - (3) 水銀又はその化合物を含む汚泥を処分するために処理したもの。（基準に適合しないもの）
 - (4) カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有

機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、PCB、セレン又はその化合物を含む汚泥並びにこれを処分するために処理したもの。（基準に適合しないもの）

- (5) シアン化合物を含む汚泥を処分するために処理したもの（固形化したもので基準に適合しないもの）
 - (6) 水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物を含む鉱さい及びこれらを処分するために処理したもの（基準に適合しないもの）
- 9 8以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場合は、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講じること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた特別管理産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合はこの限りでない。

表3-9（個別基準）

有害産業廃棄物	汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの	1 共通基準 2 焼却設備を用いて焼却、熱分解設備を用いて熱分解、又は含水率85%以下 水銀又はその化合物、シアン化合物を含むもの → (適) → 管理型最終処分場 環境大臣が定める方法により固型化 → (不適) → 遮断型最終処分場
	腐敗物 ^注	表4-8（個別基準）の汚泥の基準を適用 注：有機性の汚泥又はこれを処分するために処理したものであって、熱しやく減量15%以下に焼却したものと及びコンクリート固型化を行ったもの以外のもの
	燃え殻又はばいじん若しくはこれらを処分するために処理したもの	1 共通基準 (1) あらかじめ、水分添加、固形化、こん包等必要な措置 (2) 運搬車を洗浄する等必要な措置 (3) 埋立表面を土砂等で覆う等必要な措置 2 水銀又はその化合物を含むもの 大臣が定めるところにより固型化 → (適) → 管理型最終処分場 → (不適) → 遮断型最終処分場 3 ダイオキシン類を含むもの あらかじめ基準に適合 → 管理型最終処分場
	廃PCB等	あらかじめ焼却設備を用いて焼却 → (適) → 管理型最終処分場
	PCB汚染物 PCB処理物	あらかじめ、次のいずれかの方法によること。 1 PCBを除去すること。 2 焼却設備を用いて焼却 → (適) → 管理型最終処分場 3 PCBを除去することにより生じたPCB液及びPCBを含む洗浄液は上記1又は2の基準に従って処理し、PCBを含まない洗浄液は廃油として処理すること。
	廃石綿等	1 あらかじめ固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包 2 許可を受けた最終処分場内の一定の場所に分散しないよう埋立 3 埋立地の外に飛散流出しないよう、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること
廃油	あらかじめ焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場	
廃酸 廃アルカリ 感染性産業廃棄物	埋立処分禁止	

（備考）埋立処分の基準中（適）は金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に適合することを示し、（不適）は同基準に適合しないことを示す。

4 特別管理産業廃棄物の保管の基準（規則第8条の13）

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

- 1 保管場所は、次の要件を満たすこと。
 - (1) 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合は、構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - (2) 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - ① 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
 - ② 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - イ 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
 - ロ 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ハ 保管する場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ニ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合であっては、積み上げることができる高さのうち最高のもの。（表3-2）
- 2 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないために、次の措置を講ずること。
 - (1) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、かつ、底面を不透水性の材料で覆うこと。
 - (2) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げ高さの基準に定める高さを超えないようにすること。
 - (3) その他必要な措置
- 3 保管場所は、ねずみが生息し、蚊・はえ・その他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること（感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く）。
- 5 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油又はPCBの揮発防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
 - (2) 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食防止のために必要な措置を講ずること。
 - (4) 廃石綿等を保管する場合はこん包すること等飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
 - (5) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れて密封する等当該産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。

5 建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物の事業場外保管の届出（法第12条第3項、法第12条の2第3項）

建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場の外において、事業者が自ら保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合（保管面積が300平方メートル未満の場合など）を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところによりその旨を県知事に届けなければなりません。その届け出た事項を変更しようとするときも同様です。

非常災害のために必要な応急措置として保管をしたときは、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところによりその旨を県知事に届けなければなりません。

委託の基準（法第12条第5項、第6項、第7項、法第12条の2第5項、第6項、第7項）

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している業者、処分については産業廃棄物処分業の許可を取得している業者にそれぞれ委託基準に従って委託しなければなりません。

また、事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その産業廃棄物について発生から最終処分を終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。


なお、委託契約書及び添付される書面については、契約の終了後から5年間保存しなければなりません。

1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準（令第6条の2）

●産業廃棄物の運搬の委託

- (1) 他人の産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- (2) 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。

(表 4-1)

- 産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬の最終目的地の所在地
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者の許可の事業の範囲
- 受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- 委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
- 受託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付させたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
「廃パーソナルコンピュータ」「廃ユニット形エアコンディショナー」「廃テレビジョン受信機」
「廃電子レンジ」「廃衣類乾燥機」「廃電気冷蔵庫」「廃電気洗濯機」
- ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨 含有マーク 
- ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項 (JIS C0950)
- 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- 委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項

●産業廃棄物の処分又は再生の委託

- (1) 他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- (2) 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。

(表 4-2)

- 産業廃棄物の種類及び数量
- 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力
- 最終処分以外の産業廃棄物の処分を委託する場合は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者の許可の事業の範囲
- 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付させたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
「廃パーソナルコンピュータ」「廃ユニット形エアコンディショナー」「廃テレビジョン受信機」
「廃電子レンジ」「廃衣類乾燥機」「廃電気冷蔵庫」「廃電気洗濯機」
- ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- 委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項

- (3) 委託契約書には、受託者の許可証の写し等を添付すること。
- (4) 委託契約書及び添付書類は、契約終了日から5年間保管すること。
- (5) 再委託を承諾した場合は、その書面の写しを5年間保存すること。

2 特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準（令第6条の6）

●特別管理産業廃棄物の運搬の委託

- (1) あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を文書で通知すること。（当該文書と文書交付に係る特別管理産業廃棄物とが具体的に特定できるようにすること。）
- (2) 他人の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- (3) 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。

（表 4－3）

- 特別管理産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬の最終目的地の所在地
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者の許可の事業の範囲
- 受託者が当該委託契約に係る特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる特別管理産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- 受託者の有する委託した特別管理産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ 当該特別管理産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該特別管理産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ 当該特別管理産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付させたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - 「廃パーソナルコンピュータ」「廃ユニット形エアコンディショナー」「廃テレビジョン受信機」
 - 「廃電子レンジ」「廃衣類乾燥機」「廃電気冷蔵庫」「廃電気洗濯機」
 - ホ 委託する特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - ヘ その他当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 委託契約の有効期間中に当該特別管理産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- 委託契約解除時の未処理特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項

- (4) 委託契約書には、受託者の許可証の写し等を添付すること。
- (5) 委託契約書及び添付書類は、契約終了日から5年間保管すること。
- (6) 再委託を承諾した場合は、その書面の写しを5年間保存すること。

●特別管理産業廃棄物の処分又は再生の委託

- (1) あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を文書で通知すること。（当該文書と文書交付に係る特別管理産業廃棄物とが具体的に特定できるようにすること。）
- (2) 他人に特別管理産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする特別管理産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- (3) 委託契約は、書面により行い、次の事項が含まれること。

（表 4－4）

- 特別管理産業廃棄物の種類及び数量
- 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力
- 最終処分以外の特別管理産業廃棄物の処分を委託する場合は、当該特別管理産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金

- 受託者の許可の事業の範囲
- 委託者の有する委託した特別管理産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ 当該特別管理産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該特別管理産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ 当該特別管理産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付させたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - 「廃パーソナルコンピュータ」「廃ユニット形エアコンディショナー」「廃テレビジョン受信機」
 - 「廃電子レンジ」「廃衣類乾燥機」「廃電気冷蔵庫」「廃電気洗濯機」
 - ホ 委託する特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - ヘ その他当該特別管理産業廃棄物を取り扱い際に注意すべき事項
- 委託契約の有効期間中に当該特別管理産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- 委託契約解除時の未処理特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項

- (4) 委託契約書には、受託者の許可証の写し等を添付すること。
- (5) 委託契約書及び添付書類は、契約終了日から5年間保管すること。
- (6) 再委託を承諾した場合は、その書面の写しを5年間保存すること。

3 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する特例(法第21条の3)

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請け業者が排出事業者となりますが（法第21条の3第1項）、環境省令で定める廃棄物について当該建設工事に係る書面による請負工事で定めるところにより下請け人が自らその運搬を行う場合には、当該下請け人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請け人の廃棄物とみなします。（法第21条の3第3項）

●法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物

- (1) 請負代金の額が500万円以下の維持修繕工事又は瑕疵補修工事に伴い生ずる廃棄物
- (2) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の廃棄物
- (3) 1回当たりに運搬する廃棄物の容積が1立方メートル以下であることが明確な廃棄物
- (4) 運搬の途中で保管を行わない廃棄物
- (5) 運搬先が元請業者の指定する保管場所（元請業者が所有し又は使用権原を有する場所）又は廃棄物の処理施設（元請業者が設置するもの）であって、建設工事現場と同一の都道府県又は所在地の属する都道府県に隣接する区域内に存するもの（積替え又は保管の場所を含む。）であること
- (6) 下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した別紙（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該別紙及び請負契約の写し（瑕疵補修工事についてはこれらに加え、建築物その他の工作物の引き渡しがなされた事実を確認できる資料）を携行するものであること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト票）（法第12条の3）

1 産業廃棄物管理票制度

その事業活動により産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その産業廃棄物を委託業者に引き渡すと同時に、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者又は処分業者の氏名などを記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト票）を交付しなければなりません。

なお、交付すべき管理票の様式は、廃棄物処理法施行規則で定められており、標準的な管理票に

については、公益社団法人全国廃棄物連合会（問い合わせ先は裏表紙に記載しています）などで販売しています。

● 産業廃棄物管理票の交付は、次により行うこと。

- (1) 当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

● 次の場合は、交付を要しません。

- (1) 国、都道府県又は市町村に産業廃棄物の処理を委託する場合
- (2) 廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者の廃油の処理を委託する場合
- (3) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者にその産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
- (4) 再生利用認定業者、指定業者にその認定、指定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- (5) 電子マニフェスト制度を利用する場合 など

(図5-1 産業廃棄物管理票の記載例)

管理票は、廃棄物処理法施行規則様式第2号の15により作成した書面に必要な事項を記載しなければなりません。

- ① 「交付番号」は、事業者が当該管理票を特定できる任意の番号を記載します。
- ② 「交付担当者」は、事業者の氏名や名称ではなく、実際に管理票の交付を担当した従業員などの氏名を記載します。
- ③ 「種類」は、表2-1に記載された20種類の産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物の場合にはその旨を記載します。しかし、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えありません。
- ④ 「数量」の記載は、重量、体積個数などその単位系は限定されていません。
- ⑤ 「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載します。
- ⑥ 「中間処理産業廃棄物」は、中間処理業者が処理を委託する際に記載する欄です。事業者は記載不要ですので斜線を引きます。

例えば、木くずの焼却処分を行う中間処理業者が、焼却処分後の燃え殻の埋立処分を委託するときは、当該燃え殻に係る焼却処分を受託した木くずについて、その焼却処分を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付された管理票の交付番号を記載します。なお、中間処理を受託した事業者が複数である場合など管理票

に記載することが困難な場合には、別途帳簿に記載されたとおりであることを記載して、これを省略して差し支えありません。

- ⑦ 「最終処分場所」は、最終処分を行う予定先の事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えありません。事業者は、中間処理を委託する場合であっても、処分業者からその委託先を調査して記載しなければなりません。

また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいいます。従って、委託した産業廃棄物が中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載します。

- ⑧ 「運搬受託者」及び「処分受託者」の欄は、事業者が管理票を交付する際に記載しなければなりません。
- ⑨ 「運搬の受託」及び「処分の受託」の欄は、担当者の氏名に加え会社名の記入及び受領印を押印することが必要です。
- ⑩ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「備考・通信」の欄にその旨を記載します。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	2062①97910	整理番号		交付担当者	氏名 ②	(印)	
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)			<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	④			⑤	
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称			有害物質等	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄			⑩	
	<input type="checkbox"/> 0600 産プラスチック③	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等						
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等						
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)							
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず									
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)								
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり								
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり ⑥								
最終処分 の場 所	名称/所在地/電話番号								
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり								
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり ⑦								
運 搬 受 託 者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
処 分 受 託 者	氏名又は名称 ⑧			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印	運搬 終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位)			
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印	処 分 終了年月日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月日	平成 年 月 日			
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)								
	照 合 確 認		B 2票	平成 年 月 日					
			D 票	平成 年 月 日					
			E 票	平成 年 月 日					

管理票を交付しても、次の期間内に管理票の写しの送付を受けないときや、必要事項の記載のないもの又は虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じ、期限を経過した日から30日以内に県知事に報告書を提出しなければなりません。（規則様式第4号）

（表5-1）

運搬・処分に関する管理票の写し（産業廃棄物）	90日以内
運搬・処分に関する管理票の写し（特別管理産業廃棄物）	60日以内
最終処分が終了した旨が記載された管理票の写し	180日以内

- 管理票の写しは、送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

2 電子マニフェスト制度（法第12条の5）

産業廃棄物管理票制度は、紙の管理票による制度のほか、電子情報処理組織を使用する制度もあり、この制度により情報処理センターに登録した場合には、管理票を交付することを要しないとされています。また、この制度によるときは、管理票の写しを保存する必要もありません。

電子マニフェストに関するお問い合わせ先

公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

住所 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

電話 03-5275-7113

【電子マニフェスト制度利用時の排出事業者の責任】

●マニフェストの確認義務

運搬終了後の報告、処分終了後（中間処理・最終処分）の報告をパソコンで確認します。引き渡しから一定期間内に運搬・処分終了の報告がされない場合、処理状況を把握し、適切な措置を講じるとともに県知事に報告します。

●マニフェスト保存義務

マニフェスト情報の保存は、情報処理センターが行います。

●マニフェスト交付状況報告義務

マニフェスト情報の年度報告は、情報処理センターが行います。

報告の義務

各報告の様式は、URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/index-haishutu.html> からダウンロードできます。なお、各報告書提出窓口は、裏表紙にある各地域の保健所になります。

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告（法第12条の3第7項）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付者は産業廃棄物を排出する事業所ごとに、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関する報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する県知事に提出しなければなりません。

2 多量排出事業者の処理計画等（法第12条第9項、第10項、法第12条の2第10項、第11項）

事業活動に伴って、多量の産業廃棄物を生ずる事業者（産業廃棄物1,000t以上/年、特別管理産業廃棄物50t以上/年）は、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、当該年度の6月30日までに県知事に提出しなければなりません。また、その実施状況については、翌年度の6月30日までに報告書を提出しなければなりません。なお、計画や実施状況については、県知事が公表することとなります。

3 産業廃棄物処理実績報告（施行細則第6条の2第1項）

表6-1の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、毎年6月30日までにその年の3月31日までの1年間のその事業場における産業廃棄物の処理に関する報告書を作成し、県知事に提出しなければなりません。

その他の責務

1 帳簿の記載（法第12条第13項、第12条の2第14項）

表6-1の産業廃棄物処理施設を設置している事業者及び事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、事業場ごとに帳簿を備え、毎月末までに、前月中における次の事項について記載を終了しなければなりません。また、その帳簿を1年ごとに閉鎖するとともに閉鎖後5年事業場ごとに保存しなければなりません。

●産業廃棄物施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業者

処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分及び海洋投入を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

●産業廃棄物を生ずる事業場外において自ら処分又は再生を行う事業者

運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

●特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

運搬	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2 産業廃棄物処理責任者の設置（法第12条第8項）

表6-1の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

3 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとにその事業場に係る特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

4 処分の委託先の確認（適正化条例第8条第1項）

事業者は、産業廃棄物の処分を他人に委託しようとするときは、処分業者が処分を適正に行う能力を有することを確認する必要があります。また、確認にあたっては、下記に掲げる事項を記録しなければなりません。なお、確認の方法は、事業者が自ら処分業者を実地に調査する方法と、排出事業者が、処分業者を実地に調査した者から稼働状況を徴収する方法があります。

- (1) 確認した年月日
- (2) 確認した者の氏名
- (3) 確認の方法
- (4) 委託に係る産業廃棄物の処分の状況
- (5) 委託に係る産業廃棄物の保管場所の状況

5 委託業者による処理が適正に行われていない場合の対応（適正化条例第8条第3項）

事業者は、委託業者による処理が適正に行われていないことを知ったときは、産業廃棄物の搬入停止、委託契約の解除などの支障の除去等の措置を講ずるとともに、速やかに処理の状況を県知事に報告する必要があります。

6 産業廃棄物の性状の確認（適正化条例第9条）

事業者は、特別管理産業廃棄物に相当する有害物質を含有するおそれのある産業廃棄物（汚泥、燃え殻、

ばいじん、鉱さい、廃酸、廃アルカリ)を適正処理するため、事前に有害物質の分析試験を年1回以上行い、性状を確認する必要があります。

なお、特別管理産業廃棄物に相当する有害物質等が検出された場合は、特別管理産業廃棄物に準じた処理を行うことになります。

産業廃棄物処理施設設置の許可 (法第15条第1項)

「産業廃棄物処理施設」とは、令7条各号に列挙されている中間処理施設及び最終処分場を指しており、その施設を設置する場合は、県知事の許可を受けなければなりません。

1 産業廃棄物処理施設の種類 (令第7条)

(表6-1)

	施設の種類		処理能力
中間 処理 施設	1	汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの
	2	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの(天日乾燥は100m ³ /日を超えるもの)
	3	汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設	5m ³ /日を超えるもの 200kg/時間以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
	4	廃油の油水分離施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設を除く)	10m ³ /日を超えるもの
	5	廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設を除く)	1m ³ /日を超えるもの 200kg/時間以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの
	7	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの
	8	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設	100kg/日を超えるもの 火格子面積2m ² 以上のもの
	8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの
	9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
	11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		
12-2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		
13-2	産業廃棄物の焼却施設(3, 5, 8, 12の焼却施設を除く)	200kg/時間以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの	
最終 処分 場	イ	有害な産業廃棄物の埋立地(遮断型最終処分場)	
	ロ	廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の埋立地(安定型最終処分場)※	
	ハ	イ及びロ以外の産業廃棄物の埋立地(管理型最終処分場)	

※ 表3-6(安定型産業廃棄物の種類)に記載のものが安定型最終処分場に埋め立てられます。

報告の徴収・立入検査 (法第18条、第19条)

県は、事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設設置者等に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関して必要な報告を求めることがあります。

また、県は事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等の事務所、事業場、産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬、処分、産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関して、帳簿書類その他の物件を検査し、又は試験の用に供するのに必要な廃棄物を無償で収去することがあります。

改善命令・措置命令 (法第19条の3、第19条の5)

1 改善命令

県は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合、当該産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行ったもの（事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。

2 措置命令

県は、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。

(表7-1) 措置命令対象者

- 不法投棄を行った者
- 委託基準違反の排出事業者
- 産業廃棄物管理票不交付、虚偽記載の排出事業者
- 産業廃棄物管理票の写しの送付を受けない場合に適切な措置を講ずべき義務等の産業廃棄物管理票に関する義務に違反した者
- 不適正処分に関与した者
- 適正な対価を負担していないとき、不法投棄などが行われることを知り、又は知ることができたときなどの一定の要件の場合の排出事業者 等

投棄禁止と焼却禁止 (法第16条、第16条の2)

1 投棄禁止

何人も、国内全域で廃棄物を投棄すること（不法投棄）が禁止されています。

2 焼却禁止

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却することが禁止されています。

(表 8 - 1) 焼却禁止の例外

- 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
- 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - ・ 森林業妨害虫等防除法に基づく森林病害虫の付着した木の枝の焼却
 - ・ 家畜伝染病予防法に基づく伝染病の罹患した家畜の死体の焼却 など
- 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの
 - ・ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

罰則（主なものを例示します）

（表9-1）

条項	違反内容	刑罰
第25条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無許可営業 ・ 無許可変更 ・ 事業停止命令・措置命令違反 ・ 委託禁止違反 ・ 名義貸しの禁止違反 ・ 施設無許可設置 ・ 施設無許可変更 ・ 廃棄物の投棄禁止違反（未遂含む） ・ 受託禁止違反 ・ 廃棄物の焼却禁止違反（未遂含む） 	<p>5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金 又はこの併科</p>
第26条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託基準違反・再委託禁止違反 ・ 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 ・ 施設無許可譲受け・無許可借受け 	<p>3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科</p>
第29条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理票交付義務違反・記載義務違反 ・ 虚偽記載 ・ 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 ・ 管理票回付義務違反 ・ 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 ・ 管理票写し保存義務違反 ・ 虚偽管理票交付等 	<p>6月以下の懲役 50万円以下の罰金</p>
第30条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帳簿備付け・記載・保存義務違反 ・ 業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反 ・ 報告拒否、虚偽報告 ・ 立入検査拒否・妨害・忌避 ・ 技術管理者設置義務違反 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>30万円以下の罰金</p>

産業廃棄物処理委託契約書について

(特別管理) 産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託先の処理業者(収集・運搬業者、処分業者)と委託契約書を取り交わし、委託内容を明確にしておかなければなりません。

委託契約書作成に関する注意

1. 委託契約は、書面により行うこととされています。
2. 排出事業者と収集・運搬及び処分業者との間(二者間)で、それぞれ委託契約を結ぶ必要があります。
3. 排出事業者は、委託しようとする(特別管理)産業廃棄物の処理の業務が、収集・運搬業者及び処分業者のそれぞれの事業の範囲に含まれるものであることを確認してください。
4. 委託契約書に記載すべき事項及び必要な添付書類が規定されています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2、同第6条の6、同法施行規則第8条の4、同第8条の4の2、第8条の16の2、第8条の16の3を参考にしてください。
5. 排出事業者は、委託契約書を契約の終了の日から、5年間保存しなければなりません。
6. 委託契約書の他に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が必要です。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会では、「産業廃棄物処理委託標準契約書」のひな形を作成していますので、ご活用ください。また、委託契約書作成時の注意事項等も掲載されていますので、併せてご確認ください。

■ 公益社団法人全国産業廃棄物連合会 委託契約書の様式ダウンロード

URL <http://www.zensanpairen.or.jp>

◎宮城県産業廃棄物行政関係機関一覧

担当公所	郵便番号・住所	電 話	所管区域
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市、名取市、多賀城市、 岩沼市、亶理町、山元町、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、富谷町、 大衡村
大崎保健所 (北部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 (東部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒986-0812 石巻市東中里1-4-32 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、 女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
宮城県環境生活部 循環型社会推進課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2463	

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部廃棄物指導課 事業係 (022-214-8235) 施設係 (022-214-8236)
仙台市青葉区一番町4-7-17 小田急仙台ビル10階

◎産業廃棄物管理票

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 東京都港区六本木3-1-17第2ABビル4階 電話 03-3224-0811 (代)	【宮城県】一般社団法人宮城県産業廃棄物協会 仙台市青葉区木町通1-4-15 電話022-290-3810、FAX022-290-0381
---	--

◎電子マニフェスト

公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センター 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階 電話 03-5275-7113
--